○教委規則

契約の締結

山

〇公安委公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………

. . . 四 四 四

四四

次の図に示す部分に限る。)

(物品管理課)

保安林予定森林(森林整備課)......

目

10月24日 (金曜日)

平成 26 年 狐原四〇、四四から四六まで、字本浴四五の一、四八、字茄ケ浴五四、字滝ケ迫六 から二八まで、字平松台三〇、字堤の口三五、六一、字小休場三七、四一、五六、字

下関市豊田町大字高山字紺屋浴一七、字竹の内二三、字楠ケ浴二四、

字平松浴二五

木迫一一五から一一八まで 七、一〇二、一〇三、字隠畑一〇六、字草場浴一〇九から一一一まで、一一三、字桑 六、六八、字大平七○、七一、八○、八五、九三、字下田七四、字平野浴九四、九 、字駒ケ迫八八七から八八九まで、八九二、八九四、 山口市阿東嘉年下字室田八八○から八八二まで、八八四、字小麦ケ迫口八八六の 八九六、字小麦ケ迫八九三、

字油免九四〇、 字油免中倉九四一から九四七まで

水源の涵養二 指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

四・字平野浴九四・一〇三・字隠畑一〇六・字桑木迫一一八(以上八筆について 下関市豊田町大字高山字楠ケ浴二四・字平松浴二七・字大平七一・字下田七

まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。 山口市阿東嘉年下字室田八八○から八八二まで・字油免中倉九四一から九四三

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第三百四十四号

安林を次のように指定する予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十六年十月二十四日

保安林予定森林の所在場所

指定の目的 下関市豊田町大字東長野字湯口ケ迫一〇三の一、字辻堂一四八 保

保安林予定森林の所在場所

土砂の流出の防備

山口県知事

村 岡

嗣

政

 \equiv 指定施業要件

平成26年10月24日	金曜日	Ц Г	口 県	報	(定期)	第 2605 号
予算の総額を歳入歳出それぞれ690,217,587千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正) 第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正) 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。	平成26年度山口県一般会計補正予算(第2号) 平成26年度山口県の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,586,986千円を追加し、歳入歳出		領は、欠のとおりです。平成二十六年九月山口県議会定例会で議決された平成二十六年度山口県補正予算の要平成二十六年九月山口県議会定例会で議決された平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表		産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水次のとおりとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	○ 立木の伐採の方法○ 立木の伐採の方法○ 立木の伐採の方法○ 立木の伐採の方法
4 6 年 6 長 林 水 産 3 8 土 木	3		卡	13繰 越 14諸 収	10財 産 収	第1表 歳入歳出 歳 入 歳 入 款 7分担金及び負担 金 2 出 金
業費 費費	费费	∄≻	进	金入	(全)	歳入歳出予算補正 入 表 及び負担 支 出 金 支 出 金
4環境衛生費 8 医 薬 費 4 林 業 費 2 道路橋りょう	2企画調整費 1社会福祉費 8災害救助費	O 国 理	原 県	2 株田 東	1四年月担玉2国庫補助金2国庫補助金1財産運用収入	
1,795,645 1,784,011 11,634 99,000 99,000 1,232,800 38,500	12,746 12,746 53,795 1,170 52,625	3,586,986 補 正 額	50,000 504,000 504,000	293,825 451,842 451,842 50,000	2,236,083 2,236,083 186 186 293,825	補 正 額 42,300 42,300 2,244,833
20, 408, 254 4, 203, 225 5, 057, 421 33, 881, 729 7, 723, 396 74, 647, 125 30, 593, 460	28,877,661 7,127,043 90,395,402 74,697,260 2,747	686,630,601 補正前の額	1,098,891 95,823,600 95,823,600	31,125,556 0 0 78,709,481	32,043,203 42,695,933 2,817,834 2,131,229 37,497,613	(単位 補正前の額 3,461,773 3,265,381 77,145,536
22, 203, 899 5, 987, 236 5, 069, 055 33, 980, 729 7, 822, 396 75, 879, 925 30, 631, 960	28,890,407 7,139,789 90,449,197 74,698,430 55,372	690,217,587	1,148,891 96,327,600 96,327,600	31,419,381 451,842 451,842 78,759,481	2,818,020 2,818,020 2,131,415 37,791,438	1位 千円) 計 3,504,073 3,307,681 79,390,369

	平	成26年10	月24日 金曜日		Щ	Γ	コ 県	報		(定期)		第	260	5
-	起債の目に	第3表 地方債補 1 追 加	/ 生活福祉資金に対する利子補給		車面面	2 変 更	2 土砂災害特別警戒区域の指定に係る調査系統の年度を越える事業を一括契約することで同時に一(1)ほか3.8%	/ 母子父子寡婦福祉資金に対する利子補給	事	歳 出 合 第2表 債務負担行為補正 1 追 加			11災 害 復 旧 費	
-	的限度額		. 平成26年度から 平成34年度まで	期間	촮		平成26年度から 平成27年度まで	平成26年度から 平成35年度まで	期間	新 合 計	2 土木施設災害 復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	:	8 位 云 教 頁 質
_	起債の方法 利		(1) 子子の 20 次子 20 の男子 20 の男子 20 の変数 20 のの変数 20 00 00 をまた 20 00 00 をまた 20 とり 20	限度額	正前		/, 000.000千円	(1) 平成26年度の は、/00,000千円 (2) 利子補給額は	與	3,586,986	50,000	336,000	386,000	7,000
-			平成26年度から 平成24年度まで	期間	補			度の利子補給の対象とする融資の総額 9千円とする。 額は、年1.5%を限度とする額とする。	两	686,630,601	5,118,933	1,874,998	~ ~1	1,796,603
	の方法	(単位 千円)	(1) (1) 水水の水水の水水の水水の水水の水水の水水の水水の水水のの水水ののでは、1000000年、10000年、10000年、1000年	限 度 額	正			とする融資の総額 とする額とする。	額	690,217,587	5,168,933	3 2,210,998		

9	<u> </u>						, 博物館運営事業	
	690,217,587	5,168,933	2,210,998	7,539,931	1,803,603	145,618,562	21,448,937	
	686,630,601	5,118,933	1,874,998	7,153,931	1,796,603	145,611,562	20,254,637	

元利均等半年賦又は元金 均等半年賦30年以内 ただし、特別のもの は、借入先と協議して定 める条件による。

号

10教

إ

費

3河川海岸

費

1,194,300

8社

4K 教 恒 費

386,000 7,000 7,000

変
浬

. 000

⊒ilr		自然災害防止事業(砂 防)	災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	災害関連緊急砂防事業	小規模治山事業	一般治山事業	配貨の日野	
1,341,000		377, 000	/28, 000	38, 000	43, 000 T	755, 000	限度額	補
	に見り の利し の利率に る。 に る。	具にいいったかいないない。 それいで後くま	り 利 で の り	信るでは次人金	止券発 ただ (丁 利率見 1 方式	証書借年8.0人又は以内	起債の 利 率	H
	災後に	6後て許らるようなそう。 と多よと余ろとなる。		された	が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	0% 元利均等		前
1,839,000		637, 000	224, 000	/07, 000	/02, 000	769, 00	限度額	補
	は見のようでは、	気にいった。	り 利 で の の	能などの強人人金	証券発 ただ行 利率見1 方式	書館年8. 又は以内	起債の	H
	見しい。当成の利率にある。	条名	て、 のは、信り見入先と協力 八先と協力	されたに対象があれた。	い直で	0% 元利均等	率 償還の 方 法	浚

(三六一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

衆の縦覧に供します。 月二十六日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十 山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公

県

報

(定期)

 \equiv

第 2605 号

申請のあった年月日

平成二十六年十月二十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

平成二十六年九月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 降松平和の里ハイキングの会

代 表 者 0) 氏 名 廣戸

下松市大字河内一九三七番地 一見

主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 下松市及びその周辺地域に居住する人々に、健康づくりと文化遺産を守り活用する

事業を行い、地域社会の健全な発展及びまちづくり、観光など地域の活性化に寄与す ること。

(三六二) 地域森林計画の案の縦覧

域 画区に係る民有林について、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで の期間における地域森林計画をたてたいので、 森林法 森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、 同法第六条第 一項の規定により、 山口森林計 当該地

平成二十六年十月二十四日

村

山口県知事 岡 嗣

政

縦覧の期間

山口県農林水産部森林企画課

山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

縦覧の場所

平成二十六年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

(三六三) 地域森林計画の変更の案の縦覧

画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定 により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村 圌 嗣

政

縦覧の場所

山口県周南農林事務所 山口県農林水産部森林企画課、 山口県岩国農林事務所、 山口県柳井農林事務所及び

縦覧の期間

平成二十六年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

(三六四) 公共測量の実施の終了

通知がありました。 第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村 尚

嗣

政

作業の種類

公共測量(基準点測量

作業の地域

岩国市旭町

作業の期間

 \equiv

平成二十六年七月十七日から同年八月二十九日まで

(三六五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月二十四日

山口県知事 村 圌 嗣

政

事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町 一番 묽

落札に係る物品等の名称及び数量 ネットワークパソコン 六百十五台

 \equiv 契約の相手方を決定した手続

匹

 (Ξ)

その他

契約担当者

山口県知事

村岡

嗣政

五.

六 兀 リコージャパン株式会社 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 平成二十六年十月二日 落札者を決定した日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

般競争入札

平成二十六年八月二十二日 入札公告日

五千五百七十四万三千八百七十六円

七

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 購入 調達方法

報

落札方式 最低価格

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十四日

山

Ш \Box 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十一号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 山口県立高等学校等の管理に関する規則 (昭和三十二年山口県教育委員会規則第二

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中 「80」を「75」に改め、 同表山口県立

岩国高等学校の項中

に改め、 同表山口県立岩国総合高等学校の

項中「140」を「120」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項中「160」を「150」に改

同表山口県立田布施農工高等学校の項中

め

同表山口県立柳井商工高等学校の項中「80」を「70」に、

「40」を「35」に改め、

を

に改め、 同表山口県立

山口県立宇部商業高等学校の項を次のように改める。 を「200」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表 光高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「180」 嗣

政

全日制課程情報利用技術科 は、平成27年度から生徒募 集を停止する。

平成二十六年八月五日

その他 契約担当者

|120| を

調達方法

山口県知事

村岡

嗣政

落札方式 借入れ 最低価格

 (Ξ)

六